

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。

詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

○ 重要なお知らせ

○ 令和6年度労働保険年度更新のお知らせ



令和6年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、
6月3日(月)～7月10日(水)です。

電子申請・電子納付のご利用または労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

なお、年度更新申告書は、5月末に発送しています。

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。

厚生労働省のウェブサイトでもご確認いただけます。

年度更新申告書の書き方パンフレットはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html



年度更新お知らせページはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html



なお、労働保険のお手続きに「電子申請」をぜひご活用ください！(自宅やオフィスから 24 時間いつでも申告・納付が可能です。以下のお知らせをご覧ください。)

詳しくは、福島労働局総務部労働保険徴収室(電話 024-536-4607)までご連絡ください。

○ 労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請をご利用ください！



福島労働局では、労働保険電子申請体験コーナーを開設しています。

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく、「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して『いつでも・簡単・便利』に手續ができます！

詳しくは、厚生労働省の「労働保険の電子申請に関する特設サイト」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html



労働保険電子申請体験コーナーでは、実際の e-gov 電子申請の画面を見ながら電子申請手続きを体験していただくことができます。

(令和6年度の労働保険年度更新期間は、6月3日から7月 10 日です。年度更新での電子申請体験コーナーのご利用は、年度更新期間中のみとなります。)

詳しくは、福島労働局総務部労働保険徴収室(電話 024-536-4607)までご連絡ください。

○ 令和6年11月、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されます

The screenshot shows a page from the Ministry of Health, Labour and Welfare's website about the 'Freelance Business Transaction Standardization Law'. The main content area discusses the law and its purpose. The sidebar on the left has sections for 'Employment', 'Business', and 'Policy Information', with links to specific documents like the 'Law on Standardization of Business Transactions between Freelancers and Businesses' and the 'Guidelines for Standardization of Business Transactions between Freelancers and Businesses'.

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。

フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月 12 日に公布されました。

この法律は、令和6年11月の施行を予定しています。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

* 一般的に「フリーランス」と呼ばれるのに、「営業職を除いて」いる。「営業職を除いて」いる、「日本商工会議所」に登録をしている、「会員登録」をされている「フリーランス」には該当しません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象外

* 「会員登録」、「フリーランス」、「日本商工会議所に登録する」のいずれか、これら3つすべてを行っていない方、「会員登録」、「日本商工会議所に登録する」のどちらかを行っていない方、「会員登録」、「日本商工会議所に登録する」のどちらかを行っている方、「会員登録」、「日本商工会議所に登録する」のどちらかを行っていない方。

* 「会員登録」は、定期的に開催される会議に出席するなどする会員登録をしていないことを指す。眞面目な会員登録をしていない場合は、「会員登録」をしていないと判断されます。

* 「日本商工会議所に登録する」は、会員登録をしていない場合は、「日本商工会議所に登録する」をしていないと判断されます。眞面目な会員登録をしていない場合は、「日本商工会議所に登録する」をしていないと判断されます。

内閣官房  **公正取引委員会**  **労働局**  **厚生労働省** 

フリーランス、個人事業主などで 契約・お仕事上のトラブルで お悩みの方へ

フリーランス・トラブル 110番

詳しくはこちらをご覧ください

<https://freelance110.jp/>



○ 賃金引上げに向けた政府の支援策のご案内

内閣官房
Gabinet Ecouterie

Q | Google 検索

内閣官房について 会員・登録 政策・制度 お問い合わせ

トピックス > 政府の取り組みと実績 > 新しい博士育成拠点化・パートナーシップによる価値創造について

パートナーシップによる価値創造のための転換円滑化の取組について

政府においては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、環境の整備を図っています。

また、賃上げの流れを継続・拡大していくため、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」を実現するため、賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化などに取組んでいます。

労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援を行っています。

なお、こうした各省庁における取組状況や賃金引上げ特設ページを開設していますので、こちらをご覧ください。



□ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

に基づく各省庁における取組

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/
/partnership/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html)



□ 賃金引き上げ特設ページ

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



○ 福島労働局からのご案内（5/31 定例報告会）

○ 令和6年5月定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02149.html

雇用失業情勢(令和6年4月分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001836014.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001836016.pdf>

○ 報道発表（5/1～6/2）

○ 令和6年5月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00094.html

▶ 5/31

[令和6年4月分 最近の雇用失業情勢](#)

▶ 5/28

[「えるぼし認定」認定通知書交付式を行います 社会保険労務士法人ニア・コンサルティング](#)

▶ 5/28

[令和5年における労働災害発生状況\(確定\)について](#)

▶ 5/27

[令和6年3月新規大学等卒業者の就職内定状況](#)

▶ 5/27

[来春の高卒求人の受付が県内ハローワークで始まります](#)

▶ 5/22

[職場における熱中症予防対策の徹底について要請](#)

▶ 5/21

[白河署管内の建設工事現場に表彰状を交付](#)

▶ 5/17

[福島労働局長が安全パトロールを行います](#)

▶ 5/17

「もにす認定企業」認定通知書交付式を行います

- ▶ 5/17
労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検
- ▶ 5/15
雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表
- ▶ 5/10
「令和6年度新規学卒予定者求人受理説明会」を開催します
- ▶ 5/10
「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を行います
- ▶ 5/10
労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検
- ▶ 5/7
労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

○ イベント情報 **随時更新中** (5/1~6/2)

○ 令和6年5月発表 **NEW**

- ▶ 5/27
令和6年度第1回「福祉の職場合同就職説明会～福祉のおしごとマルシェ～」が開催されます！

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html

- ▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山
ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

- ▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	

○ 新着情報 **随時更新中** (5/1~6/2)

- ▶ 5/30

「ハロートレーニングスケジュール令和 6 年度 春号」を更新しました

▶ 5/27

国家一般職(大卒程度)受験者に対する業務説明会開催のお知らせ

▶ 5/14

令和 6 年度職場体験活動・インターンシップ受け入れ協力事業所アンケートへのご協力のお願い

▶ 5/2

令和 6 年度働き方改革ワークショップのご案内

○ フォトレポート（5/1～6/2）

○ フォトレポート一覧

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01629.html

▶ 5/24

「もにす認定企業」認定通知書交付式を開催しました

▶ 5/23

田村市と福島労働局が雇用対策協定を締結

▶ 5/21

「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を開催しました

HOT TOPIC



もにす認定マーク

～障害者雇用の取組が優良な中小事業主の認定マーク～



障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」に基づき、雇用する労働者が 300 人以下の中小事業主について、一定の基準を満たす場合、障害者雇用促進法第 77 条に基づき、厚生労働大臣から「認定」を受けることができます。このロゴは障害者を企業が丸く優しく包み込み、多様性を受け入れ、「共に社会貢献をしていくこう！」という前向きな想いを表したキャラクター。共に進む(ともにすすむ)という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられています。

配信しました情報について、貴団体の機関誌、HPなどに掲載いただき、広く会員企業の皆様への周知にご活用いただきたく、よろしくお願ひいたします。

また、ご活用いただきました場合には、下記の該当する番号に○をつけていただき、このメールでご返信くださいますよう併せてお願ひいたします。

1. 機関誌に掲載(予定も含む)
2. HPに掲載(予定も含む)
3. 会員にちらしを配付(または同封)(予定も含む)
4. その他
()

今後も当局から様々な情報を提供させていただきますので、引き続き、広報にご協力くださいますようよろしくお願ひします。

次回は7月上旬に配信予定。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
福島労働局雇用環境・均等室（担当：阿久津）
〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎4F
電話 024-536-2777
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※